

# 岩手大学編入学取扱規則

平成16年4月1日 制定  
平成28年4月1日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「学則」という。）第60条第2項の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）の編入学について必要な事項を定める。

## (編入学の時期)

第2条 編入学の時期は、学年の始めとする。

## (入学資格)

第3条 編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学を卒業した者、又は大学に2年以上在学し所定の単位を修得した者
  - 二 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - 三 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
  - 四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）
  - 五 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
  - 六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）附則第7条の規定により大学に編入学することができる者
  - 七 工業教員養成所又は養護教諭養成所を卒業した者
  - 八 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- 2 他の大学に在学する者で、本学に編入学を願い出る者は、当該大学の許可を受けなければならない。

## (出願書類)

第4条 編入学を志願する者は、当該学部で定める必要書類に岩手大学における授業料その他の料金に関する規則（以下「料金規則」という。）に規定する検定料を添え、当該学部へ提出しなければならない。

## (選考)

第5条 編入学を志願する者の選考は、当該学部の定めるところによる。

## (入学許可)

第6条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の手続きをとるとともに料金規則に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、学則第64条の規定による入学料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可が決定するまでの間は、本文の規定にかかわらず入学料の納付を猶予する。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に編入学を許可する。

(授業料)

第7条 編入学を許可された者の授業料は、当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

(編入学年、修業年限及び在学期間等)

第8条 編入学を許可された者の編入学年及び修業年限は当該学部の定めるところによる。ただし、第3条第1項第2号及び第3号に規定する者の在学すべき期間は、施行規則の定めるところによるものとする。

2 在学期間は、修業年限の2倍を越えることができない。

3 編入学を許可された者の休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

(授業科目及び単位数)

第9条 編入学により入学した者の履修すべき授業科目及び単位数は、学則第36条及び第37条に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は当該学部が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行し、平成19年度編入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。